

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【不登法Ⅰ】

頁数	問題番号	誤	正
196	15-38	○ 従来、当該更正登記は共同申請とされていたが、通達により、当該遺言書を添付し、「年月日特定財産承継遺言」を登記原因として、登記権利者が単独で更正登記を申請することが認められた（令 5.3.28 第 538 号）。したがって、丙の単独申請により、遺言書を添付して、当該相続登記を丙の単独所有とする更正登記をすることができる。	
	15-39	○ 従来、当該更正登記は共同申請とされていたが、通達により、当該遺言書を添付し、「年月日特定財産承継遺言」を登記原因として、登記権利者が単独で更正登記を申請することが認められた（令 5.3.28 第 538 号）。したがって、Cは、当該遺言書を提供して、単独で、Cを所有権の登記名義人とする所有権の更正の登記を申請することができる。	